

平成 31 年度における入札・契約制度の改正について

本市では、入札・契約手続きの公平性・透明性・競争性をより一層確保するとともに、適正な履行確保と事務の効率化を目指して入札・契約制度の改正を行って参りました。平成 31 年度においても、以下のとおり入札・契約制度について改正を行います。

I 前金払について(建設工事)

- ・ 建設工事における前金払について、保証事業会社と保証契約を締結した上で契約締結後 30 日以内に保証証書の寄託及び前金払の申請を行えば、前払金を支払うことができるようになります。

現行	変更後
① 契約締結日 ↓ 15 日以内	① 契約締結日 ↓ 30 日以内
② 保証事業会社との保証契約 ↓ 直ちに	② 保証事業会社との保証契約 保証証書の寄託 前金払の申請
③ 保証証書の寄託 前金払の申請及び決定 ↓	↓ ③ 前金払の決定
④ 前金払の請求 ↓ 請求書を受理した日から 14 日以内	↓ ④ 前金払の請求
⑤ 前金払の支払	↓ 請求書を受理した日から 14 日以内 ⑤ 前金払の支払

1 実施時期

平成 31 年 4 月 1 日以降に契約を締結する案件より

2 対象

次のすべてに該当する建設工事（建設関連コンサルタント除く）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 保証事業会社の保証のある工事 ② 建設業法別表上欄に掲げる工事 ③ 契約当初の契約金額が 1 件 500 万円以上の工事 |
|--|

Ⅱ 瑕疵担保保証金について(全業種)

- ・ 瑕疵担保保証金を廃止します。

1 実施時期

平成31年4月1日以降に契約を締結する案件より

2 概要

予定価格が工事にあつては1億5,000万円以上、物件にあつては6,000万円以上のもの、その他市長が必要と認めるものについて、契約金を支払う日までに納付を求めていた瑕疵担保保証金(契約金額の100分の2以上)を廃止し、瑕疵担保保証金の納付を不要としました。ただし、平成31年3月31日以前に契約を締結した当該案件については、従来通り、契約金を支払う日までに瑕疵担保保証金の納付が必要となります。